

## 木曽岬干拓地整備事業（第2期）に係る環境影響評価方法書に対する 三重県環境影響評価委員会調査審議結果（答申）

本事業は、木曽岬干拓地内の新エネルギーランド以南約 66.4ha を建設発生土のストックヤードとして整備するものであるが、干拓地は多様な野鳥の生息地として希少野生動植物主要生息地（ホットスポットみえ）に選定されており、国内希少野生動植物種であるチュウヒの繁殖が県内で唯一確認されているなど貴重な生態系を有する土地であることから、次の措置を適切に講ずることにより、環境影響の一層の低減に努めること。

### （総括的事項）

- 1 ストックヤードの供用にあたっては、運用方法や管理体制について事前に明確にしておくとともに、搬入される建設発生土の性質について確認を徹底すること。
- 2 準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。
- 3 調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にした上で、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性が伴う場合には、事後調査を計画すること。
- 4 準備書の作成にあたっては、調査、予測、評価の結果はもとより、環境保全措置を講ずることとするに至った検討の経緯についても丁寧に記載すること。
- 5 環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討するがないようにすること。また、その検討の経緯についても明らかにすること。

### （個別的事項）

#### 1 大気質

予測、評価にあたっては、対象事業実施区域周辺における風向等の気象条件、周辺道路の交通の状況等を適切に反映するよう努めること。また、予測に不確実性がある場合は、事後調査を計画するとともに、その調査地点、方法について準備書に記載すること。

#### 2 騒音

工事用車両の運行にあたっては、対象事業実施区域周辺での路上待機を防止する措置を講じる等により騒音の低減に努めること。

#### 3 水質

濁水対策として設置する沈砂池は、降雨に対する十分な容量を確保するとともに、適切に管理することによりその機能を維持すること。

#### 4 地形及び地質

ストックヤードに保管する建設発生土については、地震等の自然災害により流出するがないよう、十分な安定性を有する構造とすること。

## 5 陸生動物

(1) 従前に実施した環境影響評価においては、チュウヒ3つがい分の営巣環境を整備する目的で干拓地南端部に保全区を設定しているが、現在に至るまで保全区における繁殖成功例は確認されていないことから、保全措置の内容はもとより従前の予測、評価の結果について改めて検証する必要があると考えられる。

これを踏まえ、本事業の予測、評価にあたっては、今後の調査のみならず過去のモニタリング調査結果で得られた知見により、チュウヒの営巣環境について精査するとともに、「チュウヒ保護の進め方」等の指針や専門家の意見を参考に、予測、評価を行うこと。また、保全措置については、チュウヒが今後も本干拓地を利用し続けるよう、保全区の設定根拠を含め内容を再検討すること。

(2) 冬季に木曽岬干拓地内で集団を形成するチュウヒ、ハイイロチュウヒ及びコチョウゲンボウ等の猛禽類については、越冬期における行動圏、就棲場所等の調査を実施するとともに、「チュウヒ保護の進め方」等の指針や専門家の意見を参考にし、将来にわたって越冬が継続するよう適切な予測、評価に努めること。

(3) 建設機械等の稼働による騒音や振動については、保全区におけるチュウヒの行動に影響を与えるおそれがあることから、その影響について調査、予測、評価の実施を検討すること。

(4) 陸生昆虫類調査で使用するバイトトラップの誘引剤については、多様な種を調査対象とするよう複数の種類を検討すること。

## 6 生態系

(1) 上位性注目種として選定しているチュウヒについては、木曽岬干拓地北東側の鍋田干拓地も利用していると考えられるため、行動圏を網羅できる調査を実施するとともに、利用環境の調査により餌資源量の適切な把握に努めること。

(2) 堤防に囲まれた木曽岬干拓地はその内外での物質循環に乏しく、人為的な維持管理がなされない場合、陸域化が進む等により生物の生息環境が劣化していくおそれがあることから、干拓地南端部の保全区については、維持管理の計画を検討し、準備書に記載すること。

(3) 事業の実施にあたっては、チュウヒをはじめとした生態系への影響を低減するため、各種法令上必要となる緑地を緩衝帯として対象事業実施区域南側に集約する等の措置について検討すること。

## 7 景観

本事業実施区域は、建設発生土のストックヤードとして供した後に、都市的土地区画整理事業に供される可能性があることから、都市的土地区画整理事業に供する場合は、その用途に応じた影響について予め検討するよう努めること。